

大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討
プロジェクトチーム運営要領（案）

令和4年11月 日
大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方
検討プロジェクトチーム決定

大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム（以下、「PT」という。）の議事の手続きその他PTの運営に関しては、「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチームの設置について（令和4年11月14日スポーツ政策の推進に関する円卓会議了承）」に定めるもののほか、以下のとおりとする。

（会議の招集）

第1条 PTの会議は、座長の招集により開催する。

2 座長が必要と認める場合には、文書その他の方法により、会議を開くことができる。

（会議の議決）

第2条 PTの議事は、原則として出席者全員の一致により決するものとする。

2 前項で規定された出席者全員の一致が見られない場合にあっては、座長の裁断により、出席者の過半数によって決することができる。なお、それでも可否同数のときは、座長の決するところによる。

（会議等の公開）

第3条 PTの会議は、公開して行う。ただし、座長が必要と認めるときは、会議の一部を非公開とすることができる。

2 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成し、座長及び出席者の確認を得て公開する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 会議の概要及び結果
- 五 その他必要な事項

3 会議の配布資料は、公開とする。ただし、その一部を公開することが次の各号のいずれかに該当する場合、その他座長が必要と認める場合には、当該部分を非公開とすることができる。

- 一 個人又は法人の権利若しくは不当な利益又は公共の利益を害するおそれがある場合
- 二 その他PTの適正な活動に支障を及ぼすおそれがある場合

（雑則）

第4条 前各条に定めるもののほか、PTの運営に関し必要な事項は、座長が定める。